

立川市議会議長

木原 宏 様

令和 5 年 3 月 1 5 日

議会改革特別委員会報告書

令和 4 年第 3 回定例会より 7 名の委員からなる議会改革特別委員会を再設置し、「議会改革について」を議題として、議論を進めた。平成 30 年から立川市議会基本条例の検証を、議員自らが行う内部評価と、明治大学の牛山久仁彦教授を座長とした第三者評価委員会で、行う外部評価で実施した。この際は、令和 2 年 3 月に最終報告書としてまとめられた。このときから、改選があったこともあり、再度、検証を進めるとともに、検証を定例的に行うことを目的に、要領作成に取り組んだ。全国の先進事例を参考に、別紙の通り、「立川市議会基本条例の検証等に関する実施要領」を策定した。

この実施要領に基づき、令和 5 年 1 月に全 28 名の議員に対し、「議会基本条例検証評価シート」を活用した検証を実施した。評価方法については 5 点満点で、前文、第 18 条(災害への対応)、第 21 条(議員報酬)を除く 24 項目で評価を行った。

検証の結果については、平均点で 3 点台後半から 4 点台をつけた条文が 12 条あり、概ね良好であった一方、2 点台をつけたものが第 17 条(重要案件に関する調査、2.2 点)、第 20 条(議員間討議による合意形成、2.3 点)、第 6 条(公聴会制度及び参考人制度の活用)の 3 項目あった。

この結果を受け、令和 5 年 3 月 3 日の議会改革特別委員会において、今後の議題について協議を行った。その結果、第 20 条の議員間討議を中心に組みこんでいくこととなった。有権者の代表として、会派や政党の枠組みを乗り越えて、政策提案機能を強化していくためには、本条項の強化が不可欠と全委員が一致することとなった。議員間討議については、令和 2 年の報告書でも低い評価となっており、所沢市議会の先進事例の視察を行ったり、議員間で議論を積み重ねてきたりした経緯がある。今後は第 20 条を中心に更なる議会改革を進めていく所存である。

以上、報告する。

立川市議会 議会改革特別委員会

委員長 江口 元気